

教 生 学 第 759 号
平成 30 年 12 月 13 日

各 教 育 局 長
関係道立特別支援学校長
各市町村教育委員会教育長
様
(各市町村立小学校長)

北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全） 齊 藤 順 二

児童の性的搾取等に係る被害相談窓口及び支援の周知に関するリーフレット
(小学生用)「あなたは気づいていないかも!？」の周知について(通知)

このことについて、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課、初等中等教育局児童生徒課及び健康教育・食育課から別添写しのとおり依頼がありましたので通知します。

つきましては、次の URL に掲載されているリーフレットをダウンロードするなどして、学校での配布や保護者会等を通じて各家庭への周知を図るなどの取組をお願いします。

〈掲載 URL〉

http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/shien_soudan_elementary.pdf

(生徒指導・学校安全グループ)

(写)

事 務 連 絡
平成30年12月4日

各都道府県教育委員会主管課
各指定都市教育委員会主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属小学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体株式会社立学校事務主管課

御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

児童の性的搾取等に係る被害相談窓口及び支援の周知に関するリーフレット
(小学生用)「あなたは気づいていないかも!?’の周知について

この度、警察庁が性的虐待や児童ポルノ等の性被害から子供を守るために、被害の相談窓口や相談方法についてまとめた小学生向けリーフレットを作成し、文部科学省に対し別紙のとおり周知依頼がありました。

ついては、都道府県教育委員会におかれては、所管の小学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会におかれては、所管の小学校に対して、都道府県私立学校事務主管課及び構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の小学校に対して、附属小学校を置く国公立大学法人におかれては、その管下の小学校に対して、本リーフレットの掲載ホームページを周知いただき、学校での配布や保護者会等を通じて各家庭への周知を図るなど必要に応じて御活用くださるようお願いいたします。

○リーフレット掲載ホームページURL・QRコード(警察庁ウェブサイト)

https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/shien_soudan_elementary.pdf



【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室 推進係

電話 03-5253-4111 (2966)

平成30年11月28日

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 御中

警察庁生活安全局少年課少年保護対策室

児童の性的搾取等に係る被害相談窓口及び支援の周知に関するリーフレット
(小学生用)「あなたは気づいていないかも!？」の周知について(依頼)

標記リーフレットの作成に当たり、格別な御理解と御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

この度、子供の性被害等について相談窓口等を周知するリーフレットが完成したところですが、子供の性被害等を防止するとともに被害の潜在化を防ぐためには、広く児童に対する広報・啓発を行うことが重要であると考えております。

当庁としては、各都道府県警察に配布して学校等関係機関と連携した効果的な広報活動を推進するよう指示しておりますが、貴省におかれましても、教育委員会・学校等関係機関への配布・周知等のご配慮をお願いします。

なお、画像データは、警察庁ウェブサイト上の「子供の性被害対策」に掲載しておりますので、ぜひ、御活用くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

警察庁ウェブサイト https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp.html

(問合せ先)

警察庁生活安全局少年課
保護対策第3係

Tel. 03-3581-0141 (内線 3106)